第四章　ビジネス環境の整備

第四・一条　ビジネス環境の整備に関する小委員会

基本協定第十四・二条2(b)に規定する問題であってビジネス環境の整備に関する小委員会（以下この章において「小委員会」という。）が取り組むものには、次の事項を含めることができる。

(a)　ビジネスに関連する規則、行政上及び司法上の手続並びに行政上及び司法上の決定における透明性の向上

(b)　行政上の手続を簡素化し、及び迅速にするための措置

(c)　両締約国における事業活動を円滑化するための方法

(d)　ビジネス環境に関連するその他の問題

第四・二条　連絡事務所

1　基本協定第十四・三条1の規定に従って各締約国において指定される連絡事務所は、次のことを任務とする。

(a)　自国の法令その他の措置であって、他方の締約国の企業の事業活動に悪影響を及ぼすおそれがあるものに関する当該他方の締約国の企業からの苦情及び照会を受領すること。

(b)　自国の関係当局に対し、(a)に規定する苦情及び照会を送付すること。

(c)　(b)に規定する自国の関係当局から、合理的な期間内に、適当な場合には書面にて、十分な説明、理由及び法的根拠（該当する場合に限る。）を付した回答を求めること。

(d)　(a)に規定する企業に対し、(c)に規定する回答を送付すること。

(e)　自国の関係当局と協力して、(a)に規定する企業に対し、必要な情報及び助言を提供すること。

(f)　小委員会に対して所見を報告すること。

2　一方の締約国政府は、他方の締約国に所在する団体であって当該他方の締約国の連絡事務所と自国の企業との間の連絡を円滑にするものを指定することができる。

3　1及び2の規定は、一方の締約国の企業が他方の締約国の関係当局に直接接触することを妨げ、又は制限するものと解してはならない。

第五章　協力

第五・一条　農業、林業及び漁業（基本協定第五章に規定する衛生植物検疫措置に関連する事項を含む。）

基本協定第十五・二条の規定に基づき、基本協定第十五・一条(a)に規定する分野における協力については、次のとおりとする。

(a)　当該協力の範囲には、次の事項を含めることができる。

(i)　食料及び農業のための遺伝資源

(ii)　灌漑（かんがい）及び種子の生産

(iii)　演示のための及び模範となる農場及び施設の設置

(iv)　乳製品、牛肉、有機食品、穀物及び野菜の生産

(v)　園芸

(vi)　養蜂

(vii)　飼料の生産及びペットフードの加工

(viii)　動物の繁殖に関するバイオテクノロジー

(ix)　動物の保健及び獣医のサービス

(x)　次の事項を含む衛生植物検疫措置に関する全ての事項

(A)　有害動植物又は病気の無発生区域の設置

(B)　衛生植物検疫措置に関する管理、検査及び承認の手続

(xi)　食品の加工（加熱加工をした食肉の生産を含む。）

(xii)　食品のマーケティング

(xiii)　農業協同組合

(xiv)　木材の加工

(xv)　養殖

(xvi)　人材養成

(xvii)　両締約国政府が合意するその他の範囲

(b)　当該協力の形態には、次の事項を含めることができる。

(i)　フード・バリューチェーンに関する実行可能性調査の実施

(ii)　開発調査

(iii)　共同研究活動

(iv)　意見及び情報の交換並びに専門家の交流

(v)　職業訓練及び実地研修の実施

(vi)　貿易見本市、セミナー、研究集会、事業取引のあっせんの催し及び展示会の機会の提供並びにこれらへの参加の奨励

(vii)　官民間の連携の奨励

(viii)　技術に関する相談サービス

(ix)　技術の普及

(x)　衛生植物検疫措置の調和及び同等の認定に関する技術援助

(xi)　両締約国政府が合意するその他の形態

第五・二条　製造業（基本協定第六章に規定する強制規格、任意規格及び適合性評価手続に関連する事項を含む。）

基本協定第十五・二条の規定に基づき、基本協定第十五・一条(b)に規定する分野における協力については、次のとおりとする。

(a)　当該協力の範囲には、次の事項を含めることができる。

(i)　製造業の多角化の強化

(ii)　工業団地及び技術団地

(iii)　製造業の経営、競争力及び技術的能力の強化

(iv)　環境上適正な技術による環境保護の促進

(v)　次の事項のための技術援助

(A)　基本協定第六章及び千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一A貿易の技術的障害に関する協定の執行の奨励

(B)　標準化、強制規格及び適合性評価に関連する機関の強化（人的資源の形成及び訓練を含む。）

(C)　標準化及び適合性評価の分野における国際機関における協力の増進

(vi)　人材養成

(vii)　両締約国政府が合意するその他の範囲